

平成25年度  
第2回兵庫県都市計画審議会

平成25年11月15日(金)  
パレス神戸2階 大会議室

【議長挨拶】

【報告事項】

議長 それでは、本日、予定しております報告事項に入らせていただきます。

なお、御発言になる場合は、議事録作成上、皆様の前に置いております名札の番号を述べてから御発言くださいますようお願いいたします。

それでは報告事項、「都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針（案）について」、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 内容に入ります前に、今回、本件について報告を行う経緯、考え方についてお話をいたします。

後ほど、改めて説明しますが、都市計画区域マスタープラン等については、社会経済情勢の変化に適切に対応するよう、概ね5年毎に定期的な見直しを行っています。

前回の見直しの際にも、今回と同様に、見直し基本方針の作成を行いましたが、その際は内容について本審議会に諮問し、審議会からは、別途、学識者の専門委員等からなる会議で御議論の上、答申をいただきました。

これは、前回の見直しにおいては、市町合併に応じた都市計画区域の再編、また、広域的な見地からの都市計画マスタープランや市町都市計画マスタープランの指針として、任意の計画である「広域都市計画基本方針」、これを作成するという二つの大きな作業があったことによっています。

一方、今回の見直しにおいては、新たな都市計画区域の再編については予定をしておりません。

また、「広域都市計画基本方針」についても、これを別に作成するということではなく、該当する内容については、この後に御説明します見直し基本方針に大本を記載した上で、今後、本審議会の審議を含め、都市計画手続を行ってまいります、個別の都市計画区域マスタープラン等に盛り込んでいくという予定でございます。

なお、今し方述べました見直し基本方針に記した大本につきましては、昨年度、事務局が学識者と懇談会を実施し、その結果を反映させたものであることを補足いたします。

以上のとおりですので、今回、見直し基本方針については、案の形で皆様に報告し、本日、この場で御質問、御意見をいただいた後、事務局の判断、責任において内容を確定させていただきたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

それでは、内容について担当の課長補佐から説明をいたします。

事務局 よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項、「都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針(案)について」御説明いたします。

前面スクリーンで御説明いたしますが、関連する資料として、資料1が本見直し基本方針の骨子です。資料2が見直し基本方針の本体です。資料3は前面スクリーンのスライドを印刷したものとなっています。

まず、今回の見直しの対象としている都市計画区域マスタープラン等とは、県が決定する都市計画である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」と、二つ目として「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防災街区整備方針」の「都市再開発方針等」及び三つ目として、「区域区分」、いわゆる「線引き」を指し、これらについては、社会経済情勢の変化に対応するため、概ね5年毎に定期見直しを実施しています。

本日、報告する見直し基本方針は、これらの都市計画の見直しに係る方針を示すものです。

見直しの大まかなスケジュールをお示しします。

今回の見直し基本方針については、先ほど事務局より説明しましたとおり、昨年度、学識者との懇談会や市町との意見交換会の内容を踏まえ、県で作成し、本日、本審議会における報告とさせていただきます。

今後のスケジュールとしては、本日の都市計画審議会への報告後、市町とともに各都市計画の見直しの素案の検討を行います。

来年度は、その素案により関係機関協議を行い、主に平成27年度に説明会・公聴会、縦覧等の都市計画手続を進め、年度末を目途に都市計画変更を行う予定としています。

なお、作業の進捗状況等については、適宜、本審議会へ報告を行いたいと考えています。

それでは、「都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針」について、構成から御説明いたします。

まず、「はじめに」では、本見直し基本方針が、「区域マス」、「都市再開発方針等」、「区域区分」の3つを対象としているということ。また、概ね5年毎に定期見直しを実施しており、今回は平成27年度に変更を行う旨を記載しています。

その下、オレンジ色の部分が、「現状に対する認識と課題」です。

兵庫県の都市計画区域の現状や上位計画等の将来像、都市計画に関する課題を整理しています。真ん中の青色部分は、「現状に対する認識と課題」の整理を受け、「目指すべき都市づくり」として、安全・安心な魅力ある都市空間の創出、都市経営のマネジメント、持続可能な都市構造の形

成の今後の都市づくりの方向性を示しています。

右側の緑色部分は、「目指すべき都市づくり」に基づく「各都市計画の見直しの考え方」として、「区域マス」、「都市再開発方針等」と「区域区分」について見直しの考え方を記載しています。

それではまず、「現状に対する認識と課題」のうち、兵庫県の都市計画区域の現状について説明します。

本県の都市計画区域及び区域区分の指定状況は、右の図に示すとおり、41市町のうち39市町で20の都市計画区域を指定しています。このうち瀬戸内臨海部の神戸、阪神間、東播、中播、西播の5つの都市計画区域において区域区分を行っています。

都市計画区域等の面積と人口については表のとおりであり、県土面積の約62%の区域に、約97%の県民が住んでいる状況となっています。

続いて、都市計画区域マスタープラン等の策定状況についてです。

表の丸印が、現在、策定済みのもので、いずれも今回の見直し対象となります。

区域区分を行っていない、非線引き都市計画区域については、「都市再開発方針等」と「区域区分」は定めていないため、今回も「区域マス」のみの見直しとなります。

なお、神戸都市計画区域の「都市再開発方針等」と「区域区分」については、平成24年4月1日から決定権限が政令指定都市に移譲されているため、今回からは神戸市において見直しを行うことになります。

次に、「現状に対する認識と課題」のうち、上位計画等の将来像について説明します。

まず、平成23年12月に改訂された「21世紀兵庫長期ビジョン」では、左にある4つの社会像のもと、平成52年に兵庫が目指す姿を中央の12の将来像に分け描いています。

続いて、長期ビジョンのまちづくり分野における基本的な方針である平成25年3月に改訂された「まちづくり基本方針」では、今後のまちづくりにおいて重要となる安全・安心、環境との共生、魅力と活力、自立と連携の4つのテーマを設定するとともに、県内を4つの地域に類型化し、それぞれの地域の懸念される事態とめざすべき将来像を提示しています。

続いて、社会資本整備審議会の都市計画制度小委員会において、平成24年9月に取りまとめられた「都市計画に関する諸制度の今後の展開について」では、今後の都市づくりとして、集約型都市構造化、都市と緑・農との共生を目指すとし、その実現手段として民間活動の重要性が示されています。

次に、「都市計画に関する課題」について説明します。ここでは課題を6つに分けて整理しています。

一つ目として人口減少・超高齢社会の到来です。

人口の減少などを背景に、持続可能な生活圏や公共交通ネットワークの確保などを課題としています。

次に、防災意識の高まりです。

東日本大震災や集中豪雨等による被害により、改めて災害に対する備えの大切さが認識されていることから、従来の防災対策に加えて、減災対策の取組を課題としています。

次に、都市の維持管理コストの増大です。

厳しさを増す財政制約の中、都市基盤施設については、今後一斉に老朽化し、維持管理コストが急増することが懸念されています。

また、過去に都市計画決定され、長期間事業化されていない都市計画道路などが存在しています。こうした背景から、都市基盤施設の戦略的な維持管理などを課題としています。

次に、課題の4つ目、地球環境への配慮です。

東日本大震災をきっかけとしたエネルギー需給の変化などから、低炭素・循環型社会の構築を課題としています。

また、市街化区域内農地を緑地として積極的に評価する取組も見られることなどから、都市と緑・農との共生を課題としています。

次に、産業構造の変化です。

近年、大規模工場の閉鎖が増え、その跡地に大規模集客施設等が立地し、各種問題が発生していることから、これらへの対応を課題としています。

最後に、地方分権の進展です。

今後は、市町を都市計画の運営主体とし、県は一層の広域調整の役割を果たすなど、市町との役割分担を課題としています。

これら、オレンジ色部分の「現状に対する認識と課題」を踏まえて、青色部分の「目指すべき都市づくり」において、今後の都市づくりの方向性を示しています。

それでは、まず一つ目の安全・安心な魅力ある都市空間の創出について説明します。

まず、安全に関する部分で、総合的な防災・減災対策による安全な都市づくりについてです。

阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かし、引き続き防災・減災対策を進める必要があるとしています。

特に、東日本大震災で明らかになった地震・津波対策のあり方を踏まえた対策の強化や、台風などによる浸水被害に対する総合的な治水対策の推進が必要であるとしています。

次に、安心に関する部分で、誰もが健康で社会参加できる安心な都市づくりについてです。

まず、ユニバーサル社会づくりの推進として、誰もが安心して住まい、活動できる社会の実現に向け、バリアフリー化などが引き続き必要としています。

また、超高齢社会の到来に対応し、今後はさらに医療・福祉施策と連携し、高齢者の社会参加や外出を促進する必要があるとしています。

次に、魅力に関する部分で、地域資源を生かした魅力ある都市づくりについてです。

今後、人口が減少する中、地域間競争が生じる可能性があることから、地域資源を生かした、住民が主体となった地域活性化の取組を促進する必要があるとしています。

特に、景観の形成については、複数市町にわたる広域的な景観の保全・創造や、幹線道路沿道等において良好な景観を阻害している施設などへの対応も必要としています。

続いて、「目指すべき都市づくり」の二つ目、都市経営のマネジメントについて説明します。

まず、成熟社会における効率的な都市基盤施設整備についてです。

今後は、都市基盤施設の老朽化に伴う維持管理費等の増大により、財政制約が一層高まります。

このため、今後はストックの長寿命化など戦略的な維持管理・更新や、公共施設については、人口減少などの変化に対応しながら、適正な再配置を図ることが必要としています。

さらに、都市基盤施設整備の選択と集中を進めるにあたり、既に都市計画決定されているものについても、定期的な見直しが必要としています。

加えて、市街地整備についても、従来の考え方に捉われず、地域の特性に応じた柔軟な取組が必要としています。

次に、民間投資の誘導についてです。

成熟社会を迎えるにあたり、既に必要な都市基盤施設は相当程度整備されていることから、今後の都市づくりは、民間投資を適切に誘導することが一層重要としています。

また、民間施設が成立する一定の人口密度を持った地域形成や、民間投資を重点的に誘導する地区における都市計画法などの特例制度や、税制優遇・補助などの支援措置が必要としています。

さらに、公共投資についても、PFIに代表されるPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）、官民連携などを取り入れ、民間活力の活用が必要としています。

続いて、「目指すべき都市づくり」の三つ目、持続可能な都市構造の形成について説明します。

まず、(1) 拠点連携・集約型都市構造化についてです。

都市経営のマネジメントの観点を踏まえた上で、安全・安心で魅力ある都市空間を創出するためには、持続可能な都市構造として、拠点連携・集約型都市構造化を実現することが必要であると

しています。

ここで示す拠点連携・集約型都市構造化とは、大都市部への一極集中を行うものではなく、括弧書きにありますように、複数の拠点における居住・都市機能の集積と、拠点間のネットワーク化を行うものです。

具体的には、四角で囲まれた4つの項目で、各市町や地域毎に一定エリアに居住集積を図り、都市の拠点となる地区に都市機能を集積させます。

また、居住を集積するエリアから拠点へのアクセスを確保するとともに、拠点間を交通ネットワークで有機的に連携するというものです。

なお、農山漁村集落については、地域の実情に応じた対応が必要であるとしています。

これら拠点連携・集約型都市構造化による効果としては、生活利便性の確保、財政負担の軽減、都市の低炭素化などの効果が期待されると考えています。

拠点連携・集約型都市構造のイメージ図をお示ししています。

図の青いアメーバ状の部分が居住を集積するエリアで、丸は都市の拠点です。

それぞれの都市の拠点では、フルセット型の都市機能を集積させるのではなく、居住の集積による人口規模を踏まえた都市機能を集積させ、それらの拠点間を交通ネットワークで連携することで都市機能の相互補完を行うこととします。

赤色の丸が都市機能の集積度が特に高い広域都市拠点、オレンジ色の丸が都市機能が一定以上集積している地域拠点、グレーの丸が生活に密着した都市機能が集積している生活拠点としています。

緑色の部分が市域となります。

下側に都市機能の集積が特に高い広域都市拠点を有する市があり、その上側に、この市と調整・連携を図る隣接する市がある場合の居住の集積や都市機能の集積、交通ネットワークによる連携等を示したイメージ図となっています。

次に、(2)の地域の実情に応じた都市構造の方向についてです。

拠点連携・集約型都市構造化にあたっては、県内一律に全てが同じ方向というのではなく、地域毎に都市機能のストックや交通インフラの整備状況、地域形成の経緯、自然環境等の実情や将来像を踏まえ、居住の集積や都市機能の集積、公共交通ネットワークの確保・維持などについて、特色を持ったものとする必要があります。

このことから、市街地の広がり、拠点、交通ネットワークの状況などから、県内を大きく3地域に分けて、30年後の拠点連携・集約型都市構造化のイメージを示しています。

まず、神戸・阪神地域についてお示しします。

なお、イメージ図の山状になっているのが都市の拠点で、山の高さが都市機能の集積度を示しています。また、黄色のエリアが市街地の広がりを示しています。

本地域は、密度の高い市街地が広範囲に連たんし、都市機能の集積度の高い拠点が数多く連なり、複数の鉄道網からなる公共交通ネットワークが形成されています。

平成52年における人口は、平成22年に比べ約11%減の約294万人になると予測されます。

拠点連携・集約型都市構造化に向けた取組としては、民間投資の促進による広域都市拠点の機能強化、広域連携の強化による国際競争力の強化、公共交通ネットワークを生かした隣接拠点間での都市機能の集約（メリハリ化）、都市機能が集中する駅周辺への居住集積、市街地郊外における緑地化と市街地の縮小などについて記載しています。

次に、播磨地域についてです。

本地域は臨海部では比較的ゆとりのある密度の市街地が連たんし、内陸部では河川や街道沿いに市街地が分布し、その周辺に農山村が点在する地域であり、姫路市中心部を中心に、臨海部では一定の都市機能が集積した拠点が連なり、内陸部では、臨海部に比べ都市機能の集積度が低い拠点が鉄道駅周辺や幹線道路沿いに点在しています。また、鉄道を中心とした交通ネットワークが形成されています。

平成52年における人口は、平成22年に比べ約22%減の約145万人になると予測されています。

拠点連携・集約型都市構造化に向けた取組としては、都市機能の更新等による広域都市拠点の機能維持、隣接する拠点間での都市機能の集約（メリハリ化）、内陸部での交通結節点における地域拠点としての都市機能の維持、その他の地域拠点における生活拠点としての都市機能の維持及び他の拠点との連携強化、市街地内の農地等を生かしつつ、市街地の縮小によりゆとりある人口密度の維持、集落の計画的なまちづくりの促進などについて記載しています。

次に、但馬・丹波・淡路地域についてです。

本地域は全体的に山地が多い中、市街地の連たんは無く、平地部のうち河川や街道沿いに市街地が島状に分布し、その周辺の広大な地域に農山漁村が点在する地域であり、他の地域に比べ都市機能の集積度が低い拠点が点在し、幹線道路による自動車利用を中心とした交通ネットワークが形成されています。

平成52年における人口は、平成22年に比べ約31%減の約30万人になると予測されています。

拠点連携・集約型都市構造化に向けた取組としては、都市機能の集約（統廃合）や拠点間の連携強化による都市機能の代替又は相互補完、交通結節点における地域拠点としての都市機能の維



持、平地部の市街地（まちの区域）における市街地の縮小、デマンド型交通の導入等による拠点と集落間の連携強化などについて記載しています。

次に、（３）の持続可能な都市構造の実現に向けた土地利用の規制・誘導についてです。

具体の都市計画制度などの今後の適用の方向について示しています。

まず、一つ目が区域区分についてです。

現在の線引き都市計画区域においては、これまでのような開発圧力は低減してきていますが、持続可能な拠点連携・集約型都市構造を実現するには、一定の土地利用コントロールが必要と考えられ、引き続き、区域区分を定める必要があるとしています。

次に、二つ目です。市街化調整区域のまちづくりについてです。

市街化調整区域においては、厳しい土地利用規制のもと、活力が低下している地域も見られることから、市街化調整区域の本来の性格を維持しながら、開発許可のさらなる弾力的運用や地区計画の活用を図り、地域の実情に応じた計画的なまちづくりの促進が必要としています。

三つ目です。

非線引き都市計画区域や都市計画区域外においては、未だ、局地的な開発圧力があることから、県の緑条例による土地利用の考え方を基本に、農地法など他法令の規制誘導手法も活用した、重層的な土地利用コントロールを行う必要があるとしています。

四つ目です。

宅地化を前提としていた市街化区域内農地については、食料生産地や避難地などの、都市に必要な緑地空間として積極的に活用し、質の高い都市環境の創出が必要としています。

五つ目です。

近年は大規模工場の閉鎖や移転が見られ、地域に大きな影響を与えていることから、移転等に伴う土地利用転換に対して、用途地域の変更や地区計画の決定などにより、望ましい市街地環境への誘導が必要としています。

これら青色部分の「目指すべき都市づくり」の方向性を示した上で、緑色の部分では、今回見直す「区域マス」、「都市再開発方針等」、「区域区分」の「各都市計画の見直しの考え方」を示しています。

それでは、まず一つ目の「都市計画区域マスタープラン」について説明します。

前面スクリーンに都市計画区域マスタープランの役割をお示ししています。

都市計画区域マスタープランは、広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すものであり、市町域を越える広域的な課題や、全県にわたる共通的な課題への対応方針及び根幹的な都市施設等の

整備方針等を定めるものと考えています。

次に、見直しの考え方についてです。

まず、目標年次については、長期ビジョンの展望年次である平成52年の都市の姿を展望しつつ、平成32年を目標年次とします。

次に、策定単位については、広域的な圏域として設定する6地域毎に、複数の都市計画区域を対象とした一体の都市計画区域マスタープランを策定します。市街地の広がり、拠点、交通ネットワークの状況に加え、都市雇用圏、流域圏などから、右図のとおり神戸・阪神地域、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路の6つの地域を設定します。

次に、構成及び記載内容についてです。

都市計画区域マスタープランは、都市づくりの基本方向と地域別方針から構成することとし、都市づくりの基本方向の記載内容については、先ほど説明した目指すべき都市づくりの部分を大きく反映します。

地域別方針については、6地域毎に地域の都市づくりの目標を定め、土地利用、市街地整備、都市施設等の都市づくりに関する方針を記載するとともに、安全・安心な魅力ある都市空間の創出に向け、防災に関する方針、景観形成に関する方針などについても記載します。

また、市町との役割分担に配慮し、広域的根幹的な内容についての記載を充実することとしています。

次に、都市計画区域の指定又は変更の考え方についてです。

都市計画区域とは、一体の都市として整備、開発及び保全する区域であることから、その指定等にあたっては、市町の行政区域に捉われず、土地利用の現況及び将来見通し、住民の生活圏等から総合的に判断すること、また、区域の指定経緯や市町のまちづくりの意向など、地域の個別の事情に十分配慮することとしています。

また、都市計画区域の見直しについては、前回の区域マスの見直しの際に、市町合併等に伴う都市計画区域の再編等を行っており、今回は見直しの予定はありません。

続いて、「都市再開発方針等」について説明します。

都市再開発方針等は、都市計画マスタープランの内容の一部を具体化するもので、最初に説明したとおり、本県では「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防災街区整備方針」の3つの方針を定めています。

前面スクリーンに各方針の根拠法及びその役割をお示ししています。

都市再開発の方針については、市街化区域内において計画的な再開発が必要な市街地の健全な

発展と秩序ある整備を図るため定めるもの、住宅市街地の開発整備の方針については、大都市地域に係る都市計画区域において、住宅及び住宅地の供給の促進と良好な住宅市街地の開発整備を図るため定めるもの、防災街区整備方針については、市街化区域内において、密集市街地内の各街区について防災街区としての整備を図るために定めるものとなっています。

次に、これらの各方針の見直しの考え方についてです。

都市再開発の方針については、既存ストックの有効活用や大規模工場の移転跡地等の適切な利活用を図るとともに、鉄道駅周辺等の拠点となる地区への都市機能の強化、維持を図ります。

また、再開発の推進にあたっては、景観への適合や身の丈にあった再開発の推進、民間活力の積極的活用に配慮することとします。

住宅市街地の開発整備の方針については、「兵庫県住生活基本計画」との整合を図り、計画的な市街地の整備開発が必要な地区については、重点地区への位置付けを行うこととします。

防災街区整備方針については、密集市街地等の防災上危険な地域の検証を行うとともに、事業の進捗や地域住民の意識を踏まえた防災再開発促進地区の見直しを行うこととします。

最後に「区域区分」について説明します。

前面スクリーンに区域区分の役割及び今後の方針をお示ししています。

区域区分の役割については、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的とし、地域の実情に即した都市を形成していく上で根幹をなす都市計画です。

今後の方針としては、先ほども述べたとおり、現在の線引き都市計画区域を対象に、引き続き区域区分を維持することとしています。

次に、区域区分の見直しの考え方についてです。

基準年次を直近の国勢調査の調査年である平成22年、目標年次を平成32年として、人口フレーム方式による市街化区域の規模の設定を行います。

具体的な区域の見直しにあたっては、既に市街地を形成している区域又は計画的な市街地整備が行われる区域のうち、事業の妥当性及び確実性を備えた必要最小限の区域を市街化区域に編入するとしています。

一方で、当分の間、市街化が見込まれない区域は、市街化調整区域への編入や、市街化区域内の活用・保全することが望ましい集団的な農地山林等については、生産緑地地区等を指定することとしています。

そのほか、市街化調整区域においては、特別指定区域制度や地区計画の活用等により、秩序ある土地利用を誘導していくこととしています。

以上で、報告事項についての説明を終わります。

議長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告に対しまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

ないようでございますので、御意見、御質問を打ち切ります。どうもありがとうございました。

それでは、事務局においては、今日発表された内容を確定するようにしていただきたいと思  
います。

また、内容確定後には、各委員への情報提供をお願いいたします。

以上で、本日予定しておりました報告事項は終了いたしました。

それではこれをもちまして、平成25年度第2回都市計画審議会を閉会いたします。

皆様には、終始、熱心な御審議をいただきましてありがとうございました。

閉 会 午後 3時02分

## 平成25年度第2回兵庫県都市計画審議会 出席委員名簿

日時：平成25年11月15日（金） 午後2時～午後3時

場所：パレス神戸（神戸市中央区）

区 分	氏 名	職 名	備 考
学識経験のある者 (50音順) (第3条第1項第1号)	今 西 珠 美	流通科学大学教授	
	大 内 麻水美	弁護士	
	沖 村 孝	神戸大学名誉教授	
	小 谷 通 泰	神戸大学教授	
	上甫木 昭 春	大阪府立大学教授	
	笹 倉 雅 人	(公財)兵庫県園芸・公園協会理事長	
	西 浦 道 雄	兵庫県農業会議副会長	
	野 崎 瑠 美	建築士	
関係行政機関の職員 (第3条第1項第2号)	中 村 英 男	農林水産省近畿農政局長	代 理
	池 内 幸 司	国土交通省近畿地方整備局長	代 理
	大久保 仁	国土交通省近畿運輸局長	代 理
	塩 川 実喜夫	兵庫県警察本部長	代 理
市町の長を代表する者 (第3条第1項第3号)	矢 田 立 郎	神戸市長	代 理
	藪 本 吉 秀	三木市長（兵庫県市長会）	
	福 田 長 治	猪名川町長（兵庫県町村会）	代 理
県議会の議員 (第3条第1項第4号)	釜 谷 研 造		
	梶 谷 忠 修		
	大 谷 かんすけ		
	榎 本 和 夫		
	竹 内 英 明		
	伊 藤 勝 正		
	杉 本 ちさと		
市町の議会の議長を代表する者 (第3条第1項第5号)	井 上 茂 和	加東市議会議長（兵庫県市議会議長会）	
	宮 尾 尚 子	播磨町議会議長（兵庫県町議会議長会）	